

平成27年度第1回旭市総合教育会議会議録

1 期 日 平成27年7月15日(水) 開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時44分

2 場 所 旭市役所海上支所3階会議室

3 出席者 明智 忠直(市長)
八木 雅之(委員長)
小倉 和也(委員長職務代理者)
石井 勝也
加藤 尚美
埜田 哲雄(教育長)

4 開 会

・庶務課花澤副課長

それでは定刻となりましたので、平成27年度第1回旭市総合教育会議を開催いたします。本日司会を務めます、教育委員会庶務課の花澤でございます。よろしくお願いいたします。本日は第1回目ということで、会議次第の総合教育会議の概要についてまで事務局の方で進めさせていただき、その後、主宰者である明智市長に議事進行をお願いしたいと思います。なお、総合教育会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により原則公開にすることになっておりますので、本日は公開で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。それでは始めに、開会にあたり明智市長よりご挨拶を申し上げます。

5 市長あいさつ

・明智市長

皆様ご苦労様です。今、司会の方から話がありましたように、第1回旭市総合教育会議ということで、教育委員の皆様方にお集まりいただきまして開催をすることになりました。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

地方教育行政のこの度の法改正によりまして、こういった総合教育会議、あるいは大綱の制定、教育長と教育委員長の本体化、教育委員会に対するチェック機能の充実、そういった部分が主な法改正ということでありまして、その中で私がこの総合教育会議を招集することになっているわけでありまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この度の法改正は、いじめ問題から端を発して、この対応がなかなか国民に理解がされないというような報道もあり、そういった部分から教育委員会制度の改革ということに繋がっていったのかなと思います。

教育行政の調整は、教育委員会にまかせるということではありますが、首長も、少しは協議の場に出席して市民の代表として、行政の代表として、教育委員の皆様と意見の交換をしていった方がよいのではないかと、常々思っておりました。今回の改正は、私自身にとっても意に沿った改革であったと感じております。もちろん、教育行政の内容について私が口を挟むことはありませんし、行政がやらなければならない部分は、教育委員の皆様の提案を受けて教育行政に反映していきたいと思っております。

私が考えているやらなければならないことの一つは、いじめの問題であり、全国各地でいじめ問題は潜在化しており、表に出るときには遅いということもあります。校長からは、いじめはゼロだという報告をいつも聞いておりますが、現代社会の中で本当にいじめはゼロなのか、もう少し詳しく意見交換をしていく必要があるのではないかと考えています。総合教育会議の中で、しっかりと議論して意見交換をしていきたいと感じているところです。

もう一つ、中学校からの進学問題がこの地域で問題となっております。ある先輩方から、地元の高校が定員に満たない状況は非常に寂しい、悔しいというご意見をいただきました。教育委員会が、地元の高校へと進学できるような状況を作ってもらえたらと考えています。

それと同時に、銚子市では、木樽正明選手が銚子商業高校のヘッドコーチ及び市行政アドバイザーに就任しました。名門銚子商業復活という大きな目標をもって動いていることは、地方創生の意味から言っても必要なことです。

校長、顧問の先生を含めて、地元の高校を我々の手で作っていこうという思いを、もう少し持っていただけたらと思います。いずれにしても、この総合教育会議で教育委員の皆様との意見交換を大事にしながら、旭市の総合的な行政に反映させていきたいと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

・庶務課花澤副課長

ありがとうございました。続きまして、教育委員会を代表いたしまして、八木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

6 教育委員会委員長あいさつ

・八木委員長

第1回目の総合教育会議にあたりまして、教育委員会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

今、市長もおっしゃいましたが、この4月、地教行法が改正されました。主な改正点は、お手元にございます、文科省資料に詳しく載っているとおりでございま

して、山積みする教育課題に迅速かつ的確に応えるためというように私は理解しております。

今回の会議につきましては、ポイント3ということで説明されておりますが、本市におきましては、市長が教育に関して深いご理解を示され、他市にうらやましがられる施策が展開されております。教育委員としては、その一人として、これに勝る喜びはございません。今回の改正を機に、私ども教育委員も、教育行政の責任を改めて自覚し、会議の活性化、活発化に努め、先ほど市長のご挨拶の中にもございましたが、いじめ問題、高校の進学問題、あるいはスポーツの振興等、市長の負託、そして市民の信託に答えてまいりたいと思っております。

本日は1回目ということもございまして、今後の会議運営の指針となる要綱の制定、あるいは大綱の策定が議題となっております。日頃にご多忙で、なかなか市長と公に議論を交えるということは難しいわけですが、今日は公の場で議論ができる機会と捉えまして、市の教育施策の更なる進展のために、この場を生かしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

7 出席者あいさつ

・花澤副課長

ありがとうございました。続きまして出席者のご紹介をいたします。本会議の構成員であります、市長並びに教育委員会の皆様をご紹介します。

始めに明智忠直旭市長でございます。続きまして、教育委員会から八木雅之委員長でございます。小倉和也委員長職務代理者でございます。石井勝也委員でございます。加藤尚美委員でございます。冨田哲雄教育長でございます。次に、出席しております職員をご紹介します。なお、時間の都合上、課長職の職員につきご紹介いたします。庶務課長の角田でございます。学校教育課長の石見でございます。生涯学習課長の高木でございます。体育振興課長の加瀬でございます。秘書広報課長の飯島でございます。以上よろしく願いいたします。

続きまして、総合教育会議の概要について庶務課長からご説明いたします。

8 総合教育会議の概要について

・角田庶務課長

資料1を用いて説明する。

・花澤副課長

総合教育会議の内容について説明が終わりました。何か確認したいことがございましたらお願いいたします。

八木委員長お願いいたします。

・八木委員長

5 ページに法律の抜粋が出ておりますが、そのうちの第1条の4第8項、総合教育会議において、その構成員はここにいる6人ですが、事務の調整は具体的にどのようなことをさしているのか具体的に説明をお願いします。

・花澤副課長

庶務課長お願いいたします。

・庶務課長

県に確認しましたところ、この総合教育会議での議題として、教育に関する大綱の策定、教育の諸条件の整備、及びいじめ等の緊急の場合に講ずべき対応等について、協議・調整することが「事務の調整」というように聞いております。

・花澤副課長

他に確認したい事項はございますか。無いようですのでよろしいでしょうか。それでは、議題に入りたいと思います。これより、議事の進行を明智市長にお願いしたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

・明智市長

それでは、ここから議事進行役ということでしばらくの間、務めさせていただきますのでよろしくご協力いただきたいと思います。

最初に、議題1ということで、旭市総合教育会議運営要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

9 議題 ①旭市総合教育会議運営要綱の制定について

・角田庶務課長

事務局より、説明をさせていただきます。資料2をご覧くださいと思います。旭市総合教育会議運営要綱の(案)です。内容について、簡単に説明させていただきます。第1条は、旭市総合教育会議の運営に関して、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるという趣旨であります。

次の第2条は、会議の招集ということです。会議は市長が招集しようとするときの通知内容を定めているものであります。開催の日時・場所など会議に付すべき事項を、あらかじめ文書で構成員に通知して行うものであります。また、第2項で教育委員会が市長に会議の招集を求めるときは、書面をもって行う規定としております。

第3条第1項で会議の議長は市長が行い、第2項で会議は公開とする、また公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができると定めております。

第4条では、緊急の場合における会議の開催について定めております。法第1条

の4第1項第2号に規定する事項に関し緊急に会議を開催する場合は、市長と教育長のみの出席をもって会議を開催することができるとしています。この場合において、教育長は、速やかにそのほかの構成員に、会議の内容を報告しなければならないとしています。

第5条で会議の傍聴について定めています。会議の傍聴については、旭市教育委員会傍聴人規則の例によるとしております。2ページに移ります。

第6条で会議録について定めています。市長は、会議の終了後遅滞なく会議録を作成し、公表するものとし、非公開の部分については、この限りでないとしています。

第7条の庶務についてですが、会議の庶務は、教育委員会庶務課において処理します。

第8条のその他で、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮ってこれを定めるものとしています。

附則といたしまして、この要綱は、平成27年7月15日から施行するとしております。以上でございます。

・ 明智市長

事務局から、要綱（案）が提出されましたが、これについて何かご意見ご質問等ございますか。

では、八木委員長お願いします。

・ 八木委員長

第4条に、緊急に会議を開催する場合には、市長と教育長のみの出席をもって会議を開催することができるかとあります。この第2号に規定するというのはいわば生命に関わることだと思いますが、この項だけに限定していいのですか。それから、市長と教育長は頻繁に会って会議ができますが、総合教育会議を2人でやったことにすると会議録を残さなければなりません。ところが、2人でのやり取りが総合教育会議ではない2人の会話であるなら、残す必要はないですよ。それについて、事務局はどのように考えていますか、というのが2点目です。

もう1点は、第5条の傍聴人規則の中の、傍聴人の定員は10名とありますが、教育委員会定例会と違って総合教育会議という、少しネームバリューがありますので、10人で抑えてしまって、あとでどうして10人しか入れないのかというような懸念はないですか。以上の3点について質問します。

・ 明智市長

今、ご質問がありました点について、事務局の方から説明をお願いします。

・ 角田庶務課長

旭市総合教育会議運営要綱（案）第4条で、緊急の場合とは、いじめ等の場合だけなのかということですが、再度、資料1の5ページの地教行法の抜粋をご覧ください。この法第1条の4第1項第2号の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等」ということで、この「等」には、それ以外のことが含まれているということ、大きな意味での解釈ができるということになっております。総合教育会議は法律で定められているものですし、緊急事態の時に、教育長のみでの出席しかできない場合には、事務局もおりますので、必ず会議というかたちで会議録を作成します。また、教育委員会にも報告していくというかたちになります。それから、傍聴人が規則では10人となっていることについては、庶務行政班の担当者に法律の拡大解釈ができるか確認しましたが、例による場合は、それ以外の解釈はできないということでしたので、10人以上傍聴希望があった場合には、申し訳ないですが抽選で決定することになります。

・ 明智市長

公開が原則ということからすれば、数の制限を規則に入れてしまうと規則どおりにやらなければならないということですから、規則に準ずるとするのは削除した方がよいのではないのでしょうか。今から、この会議で諮って決められることから。

・ 角田庶務課長

はい。総合教育会議において決めることです。

・ 明智市長

10人という人数について、皆さんはいかがでしょうか。

・ 八木委員長

教育委員会では、現実的には10人を超えることは、今までの経験ではありませんでした。

・ 明智市長

例えば、あつてはならないことですが大きな問題が出た場合に、10人という制限があった方がいいという思案もあるかもしれません。

・ 角田庶務課長

教育委員会の傍聴人規則も、定員のことに関しては例外で除くようなかたちでの表現を用いて、傍聴人の人数については独自で定めることもできると思います。

- ・明智市長

では、事務局一任しますので、後で検討をお願いします。

その他に、要綱についてご質問・ご意見等ございましたらお願いします。他に無いようですので、議題①の旭市総合教育会議運営要綱の制定については、事務局（案）のとおり決定することによろしいでしょうか。拍手をお願いします。

（全員異議なし）

ありがとうございました。事務局（案）のとおり決定いたしました。

次に、議題②教育に関する「大綱」の策定について、事務局より説明をお願いします。

10 議題 ②教育に関する「大綱」の策定について

- ・角田庶務課長

議題②の国から示されている教育に関する「大綱」の策定について事務局から説明する。

次に、事務局で考えている大綱の策定の方針について、市長と協議させていただいておりますのでご説明いたします。旭市では、大綱を新たに策定するという考えであります。スケジュールについては、資料4の今後のスケジュールをご覧くださいと思います。本日、第1回の会議を開きまして、大綱に関しての大きな成果目標に対する意見等をいただきまして、事務局で素案を作成し、第2回の会議において、その素案に対する教育委員会の意見等をいただくというかたちを考えております。その後、第3回の会議で、最終決定をしたいと考えております。大綱については、市で進めております総合計画の後期基本計画を踏まえて、国の教育振興基本計画を参酌する予定であります。また現在、市で策定を始めた平成27年度の総合戦略の計画とも整合性を図りたいと思います。

- ・明智市長

ありがとうございました。大綱の策定について、事務局から説明がありましたがご意見・ご質問等ございましたらお願い申し上げます。

八木委員長お願いします。

- ・八木委員長

旭市総合計画の後期基本計画のうち、基本方針4の心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりというのは、私たち教育行政に関係する人間にとって、指針となるものです。ただ、これは平成28年度までの目標になっています。私たちにとって大

綱がおそらくベースになると思うのですが、タイムスケジュール的に見て、3月に大綱策定とすると、1年しか有効でないものを大綱として策定するのはいかなものでしょうか。市長にお伺いいたします。

・ 明智市長

冒頭で庶務課長からお話がありましたように、総合戦略会議の中で、総合計画に代わるまちづくり総合戦略を策定中であります。8月～10月頃までの間に骨子を作るというような方向で現在動いております。総合戦略会議の計画と大綱にどう整合性をもたせていくかについては、事務局から補足説明をお願いします。

・ 角田庶務課長

総合戦略の計画についてですが、平成27年度中に策定というお話をさせていただきましたが、現在こちらで進めている総合計画の後期基本計画は、平成28年度までとなっておりますが、総合戦略を平成27年度中に始めますので、総合計画は平成27年度末で終了するというところで、市長の方で考えているということです。

・ 明智市長

新たな総合戦略が、総合計画に代わるものだとご理解いただきたいと思います。

・ 角田庶務課長

新たな総合戦略との整合性を図りながら、教育に関する大綱を作っていきたいと考えております。

・ 八木委員長

わかりました。

・ 明智市長

大綱の策定について、委員の皆様方、何かご質問等がございましたらお願いします。

・ 八木委員長

資料3の2ページの(2)の①大綱の主たる記載事項は、市長の判断に委ねられているが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合とありますが、この中で幼児教育、保育の充実という言葉が入っていますが、幼児教育は教育委員会の管轄のひとつにはありますが、現実的には公立幼稚園はありません。つまり、私立幼稚園の補助金というかたちで具体的に携わってきました。しかし、保育の充実については、子育て支援課の管轄で教育委員会の管轄ではないので、私たちは保育所

の保育の充実について携わっていないのですが、それで、大綱に入れてしまっ
よいのでしょうか。

・角田庶務課長

これにつきましては、策定するのは市長ということで、教育委員会の仕事だけ
にとらわれないで教育に関係するものは全て含めて、教育行政を進めていかな
ければならないということで、教育委員会の所管以外の部分も含まれておりま
す。

・明智市長

教育の中で大事なことは、小学校での教育はもちろんですが、幼児教育も大事で
あると思います。幼稚園や保育所に通っているときの道徳的な部分等の幼児教育
についても多少関与してもよいのではないかと考えております。総合教育会議で
の協議に入れさせていただければと思います。

・八木委員長

わかりました。

・明智市長

今、学力テストの問題は、教育委員会ではどのように考えていますか。

そして、庶務課・学校教育課が担当課となっている統廃合の問題について、この
総合教育会議の中で大綱にどのようなかたちで入れるのかわかりませんが、検討
委員会を立ち上げていただきたいという気持ちがあります。

この中だけでなく、小学校単位とか中学校単位とか、地区単位とかそういったも
のを総合教育会議の中で人選をしていただいて、検討委員会を立ち上げていただ
きたいという思いがございます。総合戦略会議の中で、旭市の将来的な人口ビジ
ョンもでておりますので、そういった部分と同時進行で、将来の財政規模と人口
規模に合わせた小学校・中学校の再編計画の検討委員会を立ち上げていただけれ
ばと思います。

・冨田教育長

そういった考えにつきましては、教育委員一人ひとりが持っております。

市長のご意見を今お聞きしましたので、今後教育委員会としてどのような方向で
進めていくか考えていきたいと思っております。

・明智市長

大綱より遅れてもかまいませんが、総合教育会議の中で人選をしていただけれ
ばと思っております。

その他に、何か大綱についてご質問・ご意見等ございませんか。それでは、また何かご意見等ございましたらお願いします。

議案の②、教育に関する「大綱」の策定について、事務局の原案通り承認をすることでご異議はございませんか。では、承認いただけるようでしたら拍手でお願いします。

(全員 異議なし)

・ 明智市長

承認ありがとうございます。

それでは、②教育に関する「大綱」の策定について、事務局の原案どおり策定するという進めてまいります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

11 意見交換

・ 明智市長

教育問題については、先ほど私の方からもいくつか申し上げましたが、再度、この場で話し合っただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。委員の皆様からどうぞ。

・ 小倉委員長職務代理者

学校の統廃合の問題に将来的に直面すると思ひます。事前に協議しておいた方がよいのではないかとと思ひます。

・ 明智市長

統廃合の問題については、検討委員会を立ち上げていただき、皆様方にもご理解をいただきながら進めたいと思ひます。

・ 石井委員

今、どの地域においても人口減少、少子化が進んでおり、特に顕著な地区もあります。これからどうなっていくのか非常に気になるところであります。先日、東総地方教育委員会連絡協議会で、小・中一貫校が旧下総町にあるとのことで視察に行っただけです。

この視察で感じたことは、小学校の場合には、2つの学年を一緒にした複式学級にはなっただけではないということです。それから、旭市では小学校の場合には1学年1学級という学校もありますが、中学校に対して申し上げますと、1学年が複数でなくなる場合は避けてほしいということです。仲良くするのは良いことですが、競争をしながら学ぶということも必要だと思ひます。したがって、小学校の場合には複式学級、中学校の場合には単学級にならないように考えながらやっ

ていけたらと思います。

小・中一貫校の視察はどうだったのかと伺いますと、小学校の1年生から中学校の3年生まで、つまり、1年生から9年生までが在籍することになります。通学範囲が広がった等の問題点もありますが、良い点を申し上げますと、上級生が非常に良く下級生の面倒を見るようになったことです。また、上級生が下級生を見ることで長欠がなくなったそうです。上級生からすれば、下級生に自分たちの悪い部分は見せられないという気持ちが芽生え、良い面が出てきたのだと思います。それから、下級生も、上級生をお手本とする姿勢が出てきたのだと思います。掃除についても、1年生から9年生まで、縦割りにして掃除を受け持たせているそうです。そうすると、上級生たちが良く教えるので、1年生からきちんと掃除ができるようになってきているそうです。

・明智市長

いずれにしましてもこの少子化の時代に、小・中一貫校か再編・統合をするか、これからの検討・研究課題にしていきたいと思います。

・加藤委員

高校進学の問題に関連して、近隣の高校が定員割れしているという情報を耳にしたことはありますが、どうしてその学校に進学しないのか、興味がございます。

・明智市長

魅力ある高校作りをしていただきたいと思うところですが、高校については市の関与する部分ではなく、県が対応する部分であります。私は、先ほど申し上げましたように、銚子商業を盛り上げたいとか、近隣の高校を盛り上げていきたいというのは、中学校と合同で行わなければ難しいと思います。

・冨田教育長

実際に、高校が大学進学に力を入れて頑張った結果が、高校進学を控えた子ども達にはマイナスに捉えられてしまっているようです。

・八木委員長

今はみんな上昇志向ですから、他の地域の高校へ行く人はざらにいます。それから、統廃合の問題ですが、石井委員もお話されていましたが、私は、少人数教育を今こそ見直す時期だと思っております。異年齢交流によって、生徒指導上の面でも、不登校の問題等にメリットがあると思います。しかし、逆に考えてみると、いわゆる教育の投資、費用対効果という面を考えれば、80人の学校にもプールがあり、800人の学校にもプールがあります。つまり、行政の立場から、予算の問題から考えますと、学校の統廃合は切り離せな

い関係があるということです。

もちろん子どもの現実も考え、今、国が示したバスも含めて1時間以内という通学距離の見直しや、新たな小・中一貫の義務教育学校への移行の問題もあります。そういうことを考えた時に、市長がお話されたように、学校の統廃合は避けて通れないと思います。そのときに一貫校にするべきか、小・中学校別々にするのか、あるいは、そのときに審議会を立ち上げて、もう一度旭市の学校配置を含めて検討せざるを得ないと思います。

しかし、1年以内に、結論を出すというようなことではないと思います。概ね旭市の出生数が年500～550人ありますから、この出生数が続いていけば、児童数の推移をみながら、じっくり腰をすえて考えられます。

学力問題につきましても、各学校の校長はかなり真剣に取り組んでいると感じております。

・明智市長

今のところ、緊急性はないと思っておりますが、今、市役所の行政改革推進課で公共施設の統廃合について考えています。

将来的な小・中学校については、石井委員もお話されていましたが、小学校が複式学級になるというようなことは避けてほしいと思います。また、中学校も1学級になってしまえば、競争原理の視点や、部活動ができなくなることを考えると避けてほしいと思います。

それから、行政側からいえば、学校を建て替えるとか大規模な改修工事をした後に、将来統廃合して、また新しい学校を作るというわけには行きません。この検討を始めていただきたいと思います。

次に、いじめと非行の問題について学校教育課長から状況を説明してください。

・石見学校教育課長

いじめ問題につきましても、各学校といじめ問題に対する基本的な方針を定めており、それに従いまして、年間何度かのいじめに対するアンケート、それから1対1の面談を全ての小・中学校で実施しているところであります。

教員は自分の学級にもあって当然だ、自分の部活にもあって当然だ、まずその意識を前提にしないと見逃してしまいます。

一概に、認知件数が多かったからといって、その学校が悲惨な状況といいたいでしょうか、そのようなことを反映しているわけではございません。むしろ、細かなことに気づいて、これもいじめじゃないかと挙げてきた方が、健全な姿だと思います。

また、学校は、アンケートや面談に加えまして、スクールカウンセラーを配置させていただいているところです。スクールカウンセラーを配置させていただいているおかげで、いじめ問題に限らず対人関係の悩みですとか、自分の性格的な問

題、それから家庭の問題等も子ども達からスクールカウンセラーに寄せられているところがございます。

教員とは違ったかたちで、心身ともにリラックスしてお話ができるということから、学校では非常にありがたい思いで受けとめております。以上でございます。

- ・ 明智市長

現在、スクールカウンセラーに相談する件数も多くなってきていると聞いているのですが、いかがですか。

- ・ 石見学校教育課長

県配置のスクールカウンセラーにつきましては、昨年度、小・中学校合わせて相談件数321件ということでございます。これは、複数回相談することもございますので多少件数的には多くなっております。内訳ですが、これはすべて児童・生徒からのカウンセリングではありません。教職員からの相談も多い現状です。続いて、保護者からの相談、児童・生徒等からの相談となっております。

- ・ 明智市長

カウンセラーがいるということで、子ども達も先生方も安心感があると思いますので、今後とも活用できるような状況を行政も作っていければと思います。

12 その他

- ・ 角田庶務課長

今後のスケジュールということで、先ほど資料4でも説明させていただきましたが、第2回の会議は、教育に関する大綱の素案が出来上がりましたら開催したいと思います。目処といたしましては、10月～11月を予定しております。日時等が確定いたしましたら、通知等させていただきますのでよろしく願いいたします。

13 閉会

- ・ 明智市長

以上で、第1回の旭市総合教育会議を終了したいと思います。

長時間にわたりご協力、また、活発なご意見をいただきまことにありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。